

## 第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、または被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。特に、「孤立集落をつくらない」という視点に立ち、災害時において迅速な対応ができるよう危機管理体制の強化を図るソフト対策とともに、必要なインフラ整備を行うハード対策が一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

### 第1節 調査研究〔総務課〕

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が增大している。そのなかで、風水害等の各種災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと連携を図り、各種災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、町の防災対策に資するものとする。

#### 1. 各種災害に関する基礎的研究

町内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象、火山現象の観測を行うとともに、各種災害の履歴を調査分析する。

#### 2. 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、各種災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

#### 3. 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

(1) 地区別防災カルテの作成

(2) 防災マップの作成

#### 4. 防災公共推進計画の策定

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や避難場所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び市町村が一体となって最適な避難路・避難場所を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路・避難場所を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、町防災公共推進計画を策定する。

### 第2節 防災業務施設・設備等の整備〔総務課・消防署・水産観光課・環境整備課〕

風水害等の災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、町、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施するものとする。

### 1. 気象等観測施設・設備等 [総務課・消防署]

- (1) 町及び防災関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備、点検や更新を実施し、気象、水象等の観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 町は、集中豪雨等、地区により雨量の差が激しく、青森地方気象台及び県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合を考慮し、災害危険箇所等に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。
- (3) 町内の雨量・水位観測所及び観測点は、次のとおりである。

| 所在地                                  | 設置場所                    | 種類             |
|--------------------------------------|-------------------------|----------------|
| 中泊町大字中里字宝森地内                         | 中里消防署                   | 気温、雨量、日照、風向、風速 |
| 中泊町大字小泊字浜野35-1                       | 小泊消防署                   | 気温、湿度、雨量、風速    |
| 中泊町大字今泉<br>中泊町大字薄市                   |                         | 水位             |
| 中泊町大字今泉字神山59-1<br>中泊町大字今泉<br>中泊町大字小泊 | 今泉<br>今泉山国有林<br>南小泊山国有林 | 雪量             |

### 2. 消防施設・設備等 [総務課・消防署]

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図る。

#### (1) 整備状況

消防施設等の現況は、資料編 3-1 「消防施設・設備等の整備状況」のとおりである。

#### (2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備 3 年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の確保に努める。資料編 3-2 「消防ポンプ自動車等整備計画」のとおりである。

### 3. 通信設備等 [総務課・消防署]

- (1) 町及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（IP 電話、文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報などの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

町は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備（戸別受信機を含む。）する。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知

見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア. 防災行政無線

(ア) 町有無線設備は、資料編4-1「中泊町防災無線設備一覧」のとおりである。

(平成19年4月1日より運用)

なお、町内全世帯に戸別受信機を設置する。

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。

[中泊町役場]

| 無線の種別  | 呼出名称      | 数量    | 設置場所              |
|--------|-----------|-------|-------------------|
| 親局     | ぼうさいなかどまり | 1     | 中泊町役場             |
| 遠隔制御装置 |           | 1     | 五所川原地区消防事務組合中里消防署 |
| 屋外拡声子局 |           | 25    |                   |
| 再送信子局  |           | 1     | 若宮                |
| 戸別受信子局 |           | 3,672 | 中里地域全世帯           |

[中泊町小泊支所]

| 無線の種別  | 呼出名称          | 数量    | 設置場所                      |
|--------|---------------|-------|---------------------------|
| 中継局    | ぼうさいなかどまりながさか | 1     | 長坂中継                      |
| 遠隔制御装置 |               | 2     | 小泊支所<br>五所川原地区消防事務組合小泊消防署 |
| 屋外拡声子局 |               | 20    |                           |
| 再送信子局  |               | 3     | 浜町、折戸-1、眺瞰台               |
| 戸別受信子局 |               | 1,514 | 小泊地域全世帯                   |

固定系回線構成及び設置場所

[中泊町役場]

|        |                       |       |               |
|--------|-----------------------|-------|---------------|
| 防災中泊広報 | 五所川原地区消防事務組合<br>中里消防署 | 派立中   | 山びこ広場         |
|        |                       | 中央公民館 | 向町            |
|        |                       | 宮川    | 総合文化センター      |
|        |                       | 宮野沢   | 宮野沢研修センター     |
|        |                       | 深郷田   | 深寿荘           |
|        |                       | 八幡-1  | 盛寿荘           |
|        |                       | 八幡-2  | 農村活性化施設       |
|        |                       | 大沢内   | 大沢内集会所        |
|        |                       | 富野    | 武田公民館         |
|        |                       | 豊島    | 豊島農村婦人の家      |
|        |                       | 芦野    | 福寿荘           |
|        |                       | 田茂木   | 田茂木防災センター     |
|        |                       | 長泥    | 長寿荘           |
|        |                       | 若宮    | 若宮へき地保健福祉館    |
|        |                       | 豊岡    | 和栄会館          |
|        |                       | 福浦    | 鶴寿荘           |
|        |                       | 竹田    | 竹田あけぼのセンター    |
|        |                       | 尾別-1  | 農村公園          |
|        |                       | 尾別-2  | 尾別浄水場         |
|        |                       | 高根-1  | 高寿荘           |
|        |                       | 高根-2  | 下高根公民館        |
|        |                       | 薄市    | 薄市小学校         |
|        |                       | 今泉-1  | 泉寿荘           |
|        |                       | 今泉-2  | 十三湖岸公園        |
|        |                       | 今泉-3  | 鱒ヶ沢蟹田線チェーン着脱場 |
|        |                       | 二夕見   | 二夕見団地集会場      |

[小泊支所]

|                       |       |             |
|-----------------------|-------|-------------|
| 防災中泊長坂                | 新町-1  | 小泊支所        |
|                       | 新町-2  | マリンパーク      |
| 小泊支所                  | 新町-3  | 砂山亀沢農道      |
|                       | 温泉町   | 高齢者生活福祉センター |
| 五所川原地区消防事務組合<br>小泊消防署 | 花丘町-1 | アカシヤ公園      |
|                       | 花丘町-2 | 花丘町町営住宅     |
|                       | 浜町    | 融雪ポンプ場      |
|                       | 上町-1  | 稲荷防災広場      |
|                       | 上町-2  | 小泊中学校       |
|                       | 上町-3  | 北旗建設信号付近    |
|                       | 入舟-1  | 港老人憩いの家     |
|                       | 入舟-2  | 社務所横        |
|                       | 折腰内   | 折腰内キャンプ場    |
|                       | 七ッ滝   | 七ッ滝番屋       |
|                       | 下前中-1 | 旧下前小学校      |
|                       | 下前中-2 | すくすく下前館     |
|                       | 下前上-1 | 下前児童公園      |
|                       | 下前上-2 | みなと団地       |
|                       | 下前浜   | 下前漁協倉庫前     |
|                       | 折戸-1  | 折戸防災広場      |
|                       | 折戸-2  | すくすく折戸館     |
|                       | 眺瞰台   | 眺瞰台         |
|                       | 襲内    | マッカ石（民宿）    |

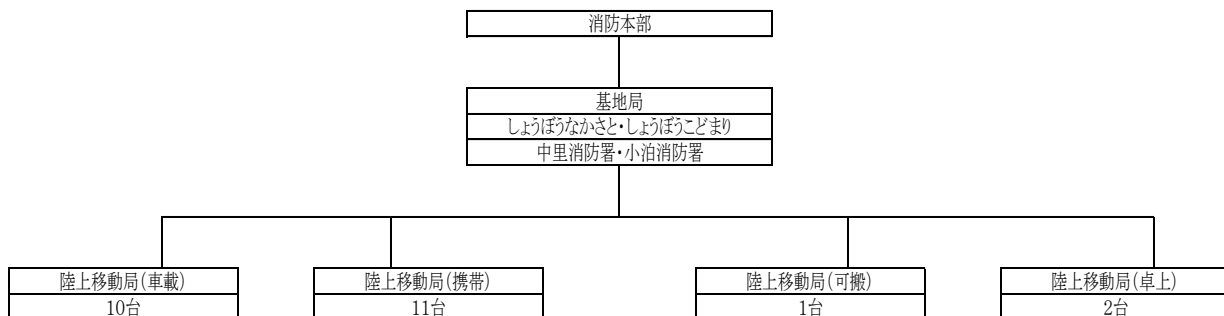
イ. 県防災情報ネットワーク

県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）と各市町村を接続しており、連絡系統図は、資料編4-5「青森県防災情報ネットワーク回線構成図」のとおりである。

ウ. 消防無線

(ア) 消防無線設備は、資料編3-3「消防用無線局一覧」のとおりである。（平成27年4月1日現在）

(イ) 通信系統図は、次のとおりである。



#### 4. 水防施設・設備等 [総務課]

町及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

##### (1) 整備状況

各水防倉庫の資機材の備蓄状況は、資料編4-1-4「水防倉庫及び防災センター備蓄資機材保有状況一覧」のとおりである。

##### (2) 整備計画

町及び防災関係機関は、水防活動に必要な水防資機材を常に点検し補充分を確保しつつ、必要な資機材整備に努める。

#### 5. 海上災害対策施設・設備等 [水産観光課]

町は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

##### (1) 整備状況

流出油防除資機材の状況は、資料編4-1-6「流出油防除資機材一覧」のとおりである。

##### (2) 整備計画

中泊町は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための必要な資機材の整備に努める。

#### 6. 救助資機材等 [総務課・消防署]

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

##### (1) 整備状況

救助用機械、救助用資機材の状況は、資料4-1-5「救助機械、救助用資機材等一覧」のとおりである。

##### (2) 整備計画

資機材については、備蓄材の使用または損傷により不足を生じた場合、補充分を確保しつつ、必要な資機材の整備に努める。

#### 7. 広域防災拠点等 [総務課・財政課]

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や応援（救援）物資の保管等の活動拠点の確保を図る。

##### (1) 整備状況

| 施設等名     | 所在地             | 連絡先     | 宿営可能人員 | 物資等収容スペース | 利用可能な設備の状況                 |
|----------|-----------------|---------|--------|-----------|----------------------------|
| 中泊町運動公園  | 宮野沢字袴腰山<br>1-84 | 57-3511 | 20人    | 83,000㎡   | 上下水道・給湯器<br>浴室・シャワー        |
| ふれあいセンター | 宮野沢字袴腰山<br>67-3 | 57-2662 | 68人    | 3,666㎡    | 調理場・上下水道<br>給湯器・浴室・シャワー・寝具 |

## (2) 整備計画

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や応援（救援）物資の保管等の活動拠点の確保に努める。

## 8. その他施設・設備等〔総務課・環境整備課〕

(1) 町は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備・点検する。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動等に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。さらに、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難場所を定期的に点検する。

### ア. 整備状況

資料編 4-13 「重機保有状況一覧」のとおりである。

### イ. 整備計画

町の所有していない重機等は年次計画により整備し、また現状の重機台数は確保し、災害時の道路、河川等の破壊を即時に復旧させるため、町建設業者間と連絡を取りいつでも重機借り入れのできる体制に努める。

(2) 町は、防災倉庫、防災資機材を整備する。

### ア. 整備状況

資料編 4-14 「水防倉庫及び防災センター備蓄資機材保有状況一覧」のとおりである。

### イ. 整備計画

町及び防災機関は、水防活動に必要な水防資機材を常に点検し補充分を確保しつつ、必要な資機材整備に努める。

## 第3節 防災情報ネットワーク〔総務課〕

災害時における一般通信の輻輳に影響されない、県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した防災情報ネットワーク及び総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

### 1. 防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

#### ア. 専用電話

(ア) 端末局間のIP電話

(イ) 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

#### イ. 文書データ伝送用端末

(ア) 端末局間の文書データ伝送

(イ) 総合防災情報システムによる防災情報の伝送

### 2. 総合防災情報システムの活用

県は市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする総合防災情報システムを活用するとともに、防災対

策について有効に機能するよう充実を図る。

町は、総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を2名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

#### (1) 防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

#### (2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用する。防災GISで管理する情報は次のとおりである。

ア. 被害情報、措置情報

イ. 避難所情報

ウ. 防災ヘリコプター運航要請情報

#### (3) 防災情報の共有化

防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。

ア. 総合防災情報システム端末の設置

県防災消防課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災関係機関に設置した総合防災情報システム端末（防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ. 住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や避難所の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより住民に提供する。

### 3. 町の災害対策機能等の充実

町は総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

## 第4節 中泊町防災情報提供システム〔総務課〕

中泊町の安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、町民の防災意識の高揚を図るとともに、風水害等の防災情報において迅速な情報収集及び住民への情報発信を実施するため、「中泊町防災情報提供システム」の運用について定めるものとする。

### 1. 管理責任者

(1) 町長は、システムの管理責任者を定め、管理及び運用を行わせるものとする。管理責任者は、総務課長とする。

(2) 管理責任者は、システムの管理運用の業務を行うとともに、操作取扱者（システムを操作できる者）を指揮監督する。操作取扱者は、総務課消防防災係、総務課情報管理係（システムの統括）、小泊支所防災担当、中里消防署職員、小泊消防署職員とする。



## 2. システムの概要

災害等が発生した場合、町役場本庁の災害対策本部で、様々な情報収集・発信が必要となるが、遠隔地である小泊地域における迅速な対応が困難となるため、小泊地区（小泊漁業協同組合屋上）と下前地区（旧下前小学校屋上）に防災監視カメラを設置し、リアルタイムで被災状況を確認する。

また、職員や消防職員・一般住民からも携帯電話などにより、画像や音声・文字情報で被害状況や避難施設などの情報収集が可能なシステムとする。

それらの情報を基に災害対策本部で講じた対策等を、町の公共施設のパソコンや、インターネットを通じて住民へ迅速に情報発信するものとする。

システムの災害時における機能は、下記のとおりである。

### (1) 被害情報の収集、整理、提供、閲覧

ア. 一般住民、行政関係者から提供される被害情報をシステムサーバへ格納（収集）

イ. 収集した被害情報を行政関係者が整理し、一般住民への提供を行う（整理）

ウ. 収集した被害情報を元に、行政側で広報などを作成し、一般住民へ提供（提供）

エ. 整理された被害情報、広報などは一般住民へ公開（整理／提供→閲覧）

### (2) 避難所・救援情報の収集、整理、提供、閲覧

ア. 行政関係者から提供される避難所／救援情報をシステムサーバへ格納（収集）

イ. 収集した避難所／救援情報を行政関係者が整理し、一般住民への提供を行う（整理）

ウ. 収集した避難所／救援情報を元に、行政側で広報などを作成し、一般住民へ提供（提供）

エ. 整理された避難所／救援情報、広報などは一般住民へ公開（整理／提供→閲覧）

### (3) 気象・地震情報／ライフライン情報／道路交通機関情報の提供・閲覧

ア. 他行政関係機関からの情報を元に災害関連情報を一般住民へ提供

イ. 関係機関から情報収集→提供情報作成→一般住民への提供→一般住民により閲覧

## 3. システムの運用管理

### (1) システムの運用

このシステムの運用管理については、「中泊町防災情報提供システム運用要綱」並びに「中泊町防災カメラ運用要綱」によるものとする。

### (2) システムの稼働時間

システムは、基本的に終日稼働とする。保守作業等によりシステムを停止する場合は、管理責任者は、システムの停止期間について、前もってその周知を図るものとする。

なお、管理責任者は、システムのセキュリティ又はデータの保護に支障があると認めるときは、予告なしにシステムを停止させるものとする。

## 第5節 防災事業〔農政課・環境整備課・水産観光課・総務課・教育委員会・上下水道課〕

地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、各種災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

### 1. 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図る。

海岸保全事業については、埋立または干拓事業、道路事業、都市計画事業等との関連を考慮し、整備するものとする。

農地防災事業については、治山、治水、その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

#### (1) 治山対策事業〔農政課〕

町では、これまで山地治山事業、水土保持治山事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、保安林整備事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については町において実施するなど山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、町にはいまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、なだれ危険箇所が別表のとおり存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかけるものとする。（資料編 2-1 「山地災害危険地区一覧」）

#### (2) 砂防対策事業〔環境整備課〕

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

##### ア. 砂防事業

町域には、下記のとおり土石流危険渓流があり、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかける。

（資料編 2-2 「土石流危険渓流一覧」、2-3 「砂防指定地一覧」）

##### イ. 地すべり対策事業

町には、小泊地域において下記のとおり地すべり防止区域指定がされており、今後も地すべり対策事業の計画的推進を国、県に働きかけるものとする。

（資料編 2-4 「地すべり危険箇所一覧」）

##### ウ. 急傾斜地崩壊対策事業

町域には、下記のとおり急傾斜地崩壊危険箇所があり、その危険度の高い地区も多いため、今後も急傾斜地対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

（資料編 2-5 「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」）

##### エ. なだれ対策事業

町には、下記のとおりなだれ危険箇所があり、今後もなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

（資料編 2-6 「なだれ危険箇所一覧」）

#### (3) 河川防災対策事業〔環境整備課〕

町内を流下する河川は、岩木川下流部等国の直轄河川を除き、今泉川、昆布掛川、薄市川、鳥谷川、尾別川、中里川、宮野沢川等一級河川は、県が管理している。これら河川にあつては、改良が実施され、河川管理は十分なされているが、今後も流域一円の保水機能の維持を図り、融雪期や降雨期の増水による水害の未然防止のための、堤防の維持、補修、河積の

拡大、河道の安定等について、その促進を県に働きかける。

また小泊地域については、小泊川の上朝橋から下流は整備されたものの、まだ上流は未改修のままであるため改修工事の促進を図るとともに、その他の普通河川についても改良工事の促進を図る。

(資料編 2-7 「河川・海岸保全区域一覧」)

(4) 海岸防災対策事業 [環境整備課・水産観光課]

中泊町の海岸線の延長は33, 119mに及んでおり、下記のとおり海岸保全区域の指定もされている。

高潮(高潮偏差を含む)対策事業は一層の保全事業の推進を図る。

なお、海岸保全事業は、建設海岸(国土交通省所管)、港湾海岸(国土交通省港湾局所管)、漁港海岸(農林水産省水産庁所管)に分かれて実施しているので連絡調整を図るよう関係機関に働きかける。(資料編 2-7 「河川・海岸保全区域一覧」)

(5) 農地防災対策事業 [環境整備課・農政課]

ア. 農地防災ダム事業 [環境整備課]

降雨、融雪時の河川の増水等による洪水被害を防止するため、洪水調節用のダムの新設、改修事業を実施する。

イ. 湛水防除 [農政課]

町農用地等のうち、ほ場整備施行地域の主要排水路はおおむね整備され未施行地域についても、地区内の排水路の整備を図るべく事業計画を進めている。

ウ. ため池等整備事業 [農政課]

(ア) 町においては、従来から農業用水確保のため、ため池(災害防止用のダムを含む)を利用しているが、これらのため池は築造年数も古く漏水するものもあり、その実態を把握し、補強改良工事を実施して、堤体の安全を確保し、下流地域の災害を未然に防止するよう努める。

(資料編 2-8 「町内所在ため池一覧」)

(イ) 町における農業用排水施設は、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。

(ウ) 町における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

エ. 地すべり防止 [環境整備課]

町の地すべり対策としては、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心とした県における地すべり対策事業の実施を働きかけ、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

2. 都市防災対策事業

(1) 防災拠点施設整備事業 [総務課・環境整備課]

安全な市街地環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の活動拠点及び備蓄倉庫、貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

(2) 市街地の整備 [環境整備課]

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

ア. 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と村中心部機能の更新を図るとともに、中心部における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等の検討を推進する。

イ. 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、中心街における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を推進する。

ウ. 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難行動、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。

(2) 建築物不燃化対策 [環境整備課]

安全な市街地環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

ア. 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を推進する。

イ. 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

(3) 風水害に対する建築物の安全性の確保 [環境整備課・教育委員会]

地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するとともに、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を図るため、基準の遵守の指導等に努める。

強風による落下物の防止対策を図るとともに、防水扉及び防水板の整備など建築物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するよう努める。

3. その他の防災事業

その他の防災事業として道路等の点検、整備及び上水道の防災性の強化を図るとともに危険地域からの移転事業の促進に努める。

(1) 道路 [環境整備課]

町には、次のとおり道路注意箇所があり、町道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかける。

(資料編2-9「道路注意箇所一覧」)

(2) 港湾等 [水産観光課]

町における港湾、漁港等施設については、町管理の施設の点検、整備に努めるとともに国、県等の管理施設については、今後とも、防災施設等の計画的整備を国、県等に働きかける。

(3) 上水道施設 [上下水道課]

町における上水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図る。

(4) 危険地域からの移転対策促進事業 [環境整備課]

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア. 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められ

る区域内にある住居の集団的移転を促進する。

#### イ. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけくずれ等の危険のある住宅について、住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

### 第6節 自主防災組織等の確立 [総務課]

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、町は、地域住民による自主防災組織等の結成を促進し、育成・強化を図るとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

#### 1. 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在3地区で組織され、防災活動を実施している。

今後は、地域の実情に応じた防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

なお、小泊地域については、自主防災組織は25年度に1地区組織され、今後は、さらなる組織づくりを推進していくとともに地域の実情に応じた防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導するものとする。

#### 【自主防災組織】

| 地区名     | 団員数    |
|---------|--------|
| 中里田茂木地区 | 215人   |
| 中里長泥地区  | 103人   |
| 小泊下前地区  | 742人   |
| 合計      | 1,060人 |

#### 2. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成、組織化は住民が自ら自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなるリーダー育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会等）を積極的に実施する。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障害者、高齢者等要配慮者（以下「要配慮者」という。）の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。
- (4) 災害時には避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平常時は防災知識の普

及び防災訓練の活動の拠点となる施設並びに消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

### 3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を促進する。

なお、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織、または消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

### 4. 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

#### (1) 平常時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
- エ. 火気使用設備器具等の点検
- オ. 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ. 要配慮者の把握

#### (2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 災害危険箇所等の巡視
- ウ. 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達
- エ. 救出救護の実施及び協力
- オ. 集団避難の実施
- カ. 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

### 5. 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

#### (1) 平常時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 火気使用設備器具等の点検
- エ. 防災用資機材の備蓄及び管理

#### (2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動

- イ. 救出救護の実施及び協力
- ウ. その他

## 第7節 防災教育及び防災思想の普及【総務課・消防署】

風水害等の災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から各種災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

### 1. 防災業務担当職員に対する防災教育

町は防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録の文献紹介とその検討会

### 2. 住民に対する防災思想の普及

(1) 町は風水害等の災害による人的被害を軽減する方策としては、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

#### ア. 普及方法

(ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。

(イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ、または新聞で行う。

(ウ) 防災に関するパンフレット・ポスター等を作成、配付する。また、ホームページを活用する。

(エ) 防災に関する講演会等を開催する。

#### イ. 普及内容

(ア) 簡単な気象、水象に関すること

(イ) 気象予報・警報等に関すること

(ウ) 災害時における心得

(エ) 災害予防に関すること

(オ) 災害危険箇所に関すること

(2) 町が行う青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関

係団体が実施する研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。

### (3) ハザードマップ等の作成

町は、国、県及び、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講ずる。

ア．浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設や地下街等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを当該施設等の管理者へ提供する。

イ．土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

ウ．山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。

エ．高潮等による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、高潮災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

### (4) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

## 第8節 企業防災の促進 [各課共通]

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、企業防災に向けた取組に努める。

### 1. 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

町は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

### 2. 防災意識の高揚

町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。



### 3. 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

## 第9節 防災訓練【総務課】

風水害等の災害発生時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

### 1. 総合防災訓練の実施

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練またはさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

#### (1) 風水害想定

風水害を想定した防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施する。また、訓練の実施にあたっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

ア. 町水防計画に基づいて実施する。

イ. 実施時期は、できるだけ出水期、または台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努める。

ウ. 実施場所は、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。

エ. 訓練内容はおおむね次のとおりとする。

(ア) 災害広報訓練

(イ) 通信訓練

(ウ) 情報収集伝達訓練

(エ) 災害対策本部設置・運営訓練

(オ) 交通規制訓練

(カ) 避難・避難誘導訓練

(キ) 水防訓練

(ク) 土砂災害防御訓練

(ケ) 救助・救出訓練

(コ) 救急・救護訓練

(サ) 応急復旧訓練

(シ) 給水・炊き出し訓練

(ス) 隣接市町村等との連携訓練

- (セ) 避難所開設・運営訓練
  - (ソ) 要配慮者の安全確保訓練
  - (タ) ボランティアの受入れ・活動訓練
  - (チ) その他災害想定に応じた必要な訓練
- (2) 大規模林野火災想定

大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施する。

- ア. 実施期間は、山火事防止運動強化期間（4月10日～6月10日）内とする。
- イ. 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年1回以上実施するよう努める。
- ウ. 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。
  - (ア) 情報収集・伝達訓練
  - (イ) 現場指揮本部設置訓練
  - (ウ) 航空偵察訓練
  - (エ) 空中消火訓練
  - (オ) 地上消火訓練
  - (カ) 避難・避難誘導訓練
  - (キ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

## 2. 個別防災訓練の実施

町は、災害時において処理すべき事務または業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 避難所開設・運営訓練
- (11) 給水・炊き出し訓練
- (12) その他町独自の訓練

## 3. 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

## 第10節 避難対策 [町民課・小泊支所・総務課]

風水害等の災害発生時等における住民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難所及び避難路の選定、避難訓練、避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難経路や避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な避難所及び避難路を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難所及び避難路を確保する。

### 1. 避難所の選定

町は、風水害等の災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難場所を選定しておく。

#### (1) 避難所の選定

- ア. 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とする。
- イ. 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。
- ウ. 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとする。
- エ. 大規模ながけくずれ、浸水などの危険のないところとする。
- オ. 土砂災害の危険箇所からはずれたところとする。
- カ. 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。
- キ. 社会福祉施設等との協議等により要配慮者に配慮した避難所を確保するとともに、旅館等の借り上げによる多様な避難所を確保する。
- ク. 状況に応じて、他の避難所に移動が可能なところとする。
- ケ. 避難所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

#### (2) 避難所の事前指定等

- ア. 避難所等は、資料編4-6「避難施設一覧」のとおりである。
- イ. 災害の状況により、上記の避難所のみで足りない場合または、町区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請または県有施設や民間施設等の使用措置を講ずる。  
この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

### 2. 避難所の整備

避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

### 3. 避難所標識の設置等

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。

#### 4. 避難路の選定

- ア. 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること
- イ. 避難のため必要な広さを有する道路とすること

#### 5. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

#### 6. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

##### (1) 避難所等の広報

地域住民に対して、避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア. 避難所の名称
- イ. 避難所の所在地
- ウ. 避難地区分け
- エ. その他必要な事項

##### (2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

- ア. 避難準備の知識
- イ. 避難時の心得
- ウ. 避難後の心得

#### 7. 避難計画の策定

町は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

##### (1) 避難の勧告または指示を行う基準及び伝達方法

##### (2) 避難の勧告または指示の発令対象区域（町内会または自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、避難所の名称、所在地、対象人口及び要配慮者の状況

##### (3) 避難所への経路及び誘導方法

##### (4) 要配慮者の適切な避難誘導體制

##### (5) 避難所における要配慮者のための施設・設備の整備

##### (6) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- ア. 給水措置
- イ. 給食措置
- ウ. 毛布、寝具等の支給措置
- エ. 被服、生活必需品の支給措置
- オ. 負傷者に対する応急救護措置
- カ. その他避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

##### (7) 避難所の管理に関する事項

- ア. 避難収容中の秩序保持
- イ. 避難者に対する災害情報の伝達
- ウ. 避難者に対する応急対策実施状況の周知

エ. 避難者に対する各種相談業務の実施

オ. その他必要な事項

(8) 災害時における広報

## 8. 広域一時滞在に係る手順等の策定

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

## 第 1 1 節 避難行動要支援者確保対策 [福祉課・総務課]

災害に備えて地域の要配慮者の中でも特に支援を要する避難行動要支援者を保護するため、避難行動要支援者関連施設の安全性の確保、避難行動要支援者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

### 1. 避難行動要支援者関連施設の安全性の確保

(1) 避難行動要支援者関連施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

(2) 避難行動要支援者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

### 2. 避難行動要支援者の支援体制の整備等

(1) 町は災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿を作成するものとする。

(2) (1) の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

ア. 氏名

イ. 生年月日

ウ. 性別

エ. 住所または居所

オ. 電話番号その他の連絡先

カ. 避難支援等を必要とする理由

キ. その他避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

(3) (1) の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。

ア. 名簿に登載する者の範囲は、高齢者（75歳以上の高齢者のみの世帯の者）、身体障害者（手帳1級、2級）、知的障害者（愛護（療育）手帳A）、精神障害者（手帳1級）、介護保険の要介護度3以上（重度の介護を要する状態）の者、重症難病患者とする

イ. 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。

福祉課：高齢者、障害者、要介護者、重症難病者の名簿作成・保管・管理

総務課：名簿の保管

ウ. 名簿作成に必要な情報の入手法報は次のとおりである。

氏名、生年月日：戸籍

性別、住所または居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由  
：町職員による訪問調査

エ. 名簿は1年ごとに更新するものとする。ただし、死亡等の明確な情報に係る更新は随時行うこととする。

- (4) (1)の名簿を作成するにあたっては、町長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた避難行動要支援者に係る(1)の名簿を町関係部局、五所川原地区消防事務組合消防本部、五所川原警察署、民生委員、児童委員、町社会福祉協議会、町自主防災組織、町消防団、その他の地域支援者等避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。この際、町長は名簿を提供する関係者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。
- (5) 町は避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画を策定しておく。
- (6) 町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して避難行動要支援者の安全確保に関する啓発・普及活動を積極的に行う。
- (7) 町等防災関係機関は、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。

### 3. 避難行動要支援者の情報伝達体制及び避難誘導體制等の整備等

- (1) 町等防災関係機関及び支援者は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者と共有するとともに、これらの者に係る避難誘導體制を整備しておく。
- (2) 町等防災関係機関は、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい情報伝達体制を整備しておく。
- (3) 町等防災関係機関は、被災した避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

### 4. 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等避難行動要支援者に配慮した計画を定めておく。

。

### 5. 連絡体制等の整備

避難行動要支援者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、避難行動要支援者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

## 6. 防災訓練における避難行動要支援者への配慮

防災訓練を実施する際、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 第12節 防災ボランティア活動対策 [福祉課・教育委員会]

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

### 1. 関係機関の連携・協力

町は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から相互の交流を深め、防災ボランティア活動に対する連携・協力を努める。

特に近隣市町村及び町社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時からの交流に努める。

### 2. 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部中里分区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

### 3. 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役割を担っており、そのため、県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

### 4. 防災訓練等への参加

県及び町は、県教育委員会及び町教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。

### 5. ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、町及び町教育委員会と連携し、登録ボランティア団体またはボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

### 6. 防災ボランティアの受入体制の整備

県、町等防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう、ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、ボランティアの受付・調整方法、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等、平常時か

ら受入体制の整備を図る。

### 第13節 文教対策〔教育委員会〕

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するため防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

#### 1. 防災組織体制の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等の組織態勢を整備しておく。災害発生時には、危機管理責任者（校長等）を中心に、遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を図る。

#### 2. 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校行事における安全指導を中心に、児童生徒等の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。

##### （1）教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科、科目を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等において自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

##### （2）学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

##### （3）職員に対する防災研修

学校での防災教育の充実を図るための指導方法、災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。また、指導に当たる職員は災害時を想定し、迅速な行動がとれるようにしておく。

#### 3. 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

##### （1）災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡



しの方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じ計画を修正する。

#### 4. 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

##### (1) 通学路の安全確保

ア. 通学路については、警察署、西北地域県民局地域整備部、消防機関及び地元関係者と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して行う。

イ. 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ. 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

。

エ. 児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

##### (2) 登下校等の安全指導

ア. 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ. 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ. 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

#### 5. 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講ずる。

#### 6. 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

#### 7. 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

#### 8. 文化財の災害予防

町内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後

世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者または管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たり、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定または委託を受けた県教育委員会及び町教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

#### **第 1 4 節 警備対策 [総務課・警察署]**

五所川原警察署長は、風水害等の災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を行うものとする。

##### 1. 措置内容

五所川原警察署長は、災害の発生に備えて、町及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

###### (1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難場所、避難誘導経路及び避難所の収容能力等を把握する。

###### (2) 災害警備訓練

災害警備に関して警察職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

###### (3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

###### (4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実を努めるとともに、定期的な点検を実施する。

###### (5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、警備に当たる警察職員に係る医薬品及び食料品等の必要な物資を計画的に備蓄するとともに、点検整備をする。

###### (6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

###### (7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

#### **第 1 5 節 交通施設対策 [環境整備課・水産観光課]**

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

## 1. 道路・橋梁防災対策 [環境整備課]

道路管理者は、町道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石覆工等を実施する。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

## 2. 港湾・漁港防災対策 [水産観光課]

港湾管理者、漁港管理者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

### (1) 港湾改修

災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設を整備する。

また、台風、高潮災害時における被害を防止するため、防災施設を整備する。

### (2) 漁港整備

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び荒天時の波浪等による被害の解消のため、泊地、けい船岸を整備する。

### (3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、客船、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設けて収容する。

### (4) 協定の締結

発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

## 3. 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講ずるよう考慮する。

## 第16節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 [上下水道課・関係機関]

風水害等の災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講ずるものとする。

### 1. 電力施設 [東北電力（株）五所川原営業所]

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

#### (1) 電力設備の災害予防措置

##### ア. 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を実施するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

##### イ. 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずる。

ウ. 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア. 観測、予報施設及び設備

イ. 通信連絡施設及び設備

ウ. 水防、消防に関する施設及び設備

エ. その他災害復旧用施設及び設備

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア. 資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ. 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ. 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ. 資機材等の仮置場

町は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

(4) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(5) 広報活動

ア. 公衆感電事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ. P Rの方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配付する。

ウ. 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

2. ガス施設 [一般社団法人青森県エルピーガス協会、東北アストモスガス（株）青森充填所]  
ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) ガス施設の災害予防措置

風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講ずる。

ア. 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ. 緊急操作設備の強化

製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ. LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 応急復旧体制の整備

ア. ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

イ. 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ. 応急復旧動員体制の整備

エ. 応急復旧用資機材の整備

オ. 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

カ. 保安無線通信設備の整備・拡充

(3) 広報活動

ア. ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知

イ. ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3. 上水道施設 [上下水道課]

水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備充実を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4. 下水道施設 [上下水道課]

下水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設、設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当っては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等について体制を確立しておく。また、災害

時に対応できるよう日常の訓練に努める。

## 5. 電気通信設備 [東日本電信電話（株）青森支店]

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

### (1) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア. 豪雨、洪水、高潮のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ. 豪雨または豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行う。

### (2) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。

ア. 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ. 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ. 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。

エ. 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ. 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

カ. 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

### (3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

### (4) 大規模災害時の通信確保対策

ア. 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ. 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ. 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、重要通信を確保する。

## 6. 放送施設 [日本放送協会青森放送局、株式会社青森テレビ、青森放送株式会社、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森]

放送事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

### (1) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。

また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

### (2) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

### (3) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

## 第17節 水害予防対策〔環境整備課・総務課〕

水害を防止し、または被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備等を図るものとする。

### 1. 河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については第3章第5節「防災事業」による。

- (1) 出水時に円滑な水防活動を実施するため日頃から河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。
- (2) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

### 2. 気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。

また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

### 3. 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。

また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

### 4. 住民への情報伝達体制の整備

災害に関係する気象警報・注意報及び気象情報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、町防災行政無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

また、住民から町等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

### 5. 水防資機材の整備

第3章第2節「防災業務施設・設備等の整備」による。

### 6. 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備

- (4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

7. 浸水想定区域等

- (1) 町は、国土交通大臣及び県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 町は、浸水想定区域に地下街等または主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。（施設ごとの表を掲載）
- (3) 町は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ア. 浸水想定区域

岩木川における浸水想定区域は次のとおりである。

(ア) 岩木川浸水想定区域図

資料編4-31「岩木川浸水想定区域図」のとおりである。

イ. 主として要配慮者が利用する施設は次のとおりである。

(ア) 岩木川浸水想定区域

| 施設の名称           | 所在地                |
|-----------------|--------------------|
| うちがた工房          | 中泊町大字田茂木字若宮 1933   |
| 内潟療護園デイサービスセンター | 中泊町大字田茂木字若宮 1933   |
| 内潟療護園           | 中泊町大字田茂木字若宮 1933   |
| 有料老人ホーム宝森       | 中泊町大字中里字宝森 291-3   |
| デイサービスセンター宝森    | 中泊町大字中里字宝森 291-3   |
| グループホーム宝森       | 中泊町大字中里字宝森 291-3   |
| デイサービスセンター武田の湯  | つがる市稲垣町繁田袋井 109-19 |
| 有料老人ホーム武田支援ハウス  | つがる市稲垣町繁田袋井 109-19 |
| 富野保育所           | 中泊町大字富野字千歳 189-1   |
| 武田小学校           | 中泊町大字富野字千歳 305-1   |
| 中里中学校           | 中泊町大字中里字宝森 309     |

ウ. 洪水予報の伝達方法

(ア) 岩木川浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法

a 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難の勧告、指示は、次の信号による。

| 警鐘信号 | サイレン信号       |            |              |
|------|--------------|------------|--------------|
| 乱打   | 約1分<br>○———— | 約5秒<br>休 止 | 約1分<br>○———— |



- b ラジオ、テレビ放送により伝達する。
- c 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。
- d 広報車により伝達する。
- e 情報連絡員等による戸別訪問、マイク等により伝達する。
- f 電話により伝達する。

## エ. 避難所

岩木川における浸水想定区域において洪水被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における住民及び主として要配慮者が利用する施設の利用者を次の場所に避難させる。

### (ア) 岩木川浸水想定区域

| 施設の名称        | 所在地            |
|--------------|----------------|
| 中央公民館        | 中泊町大字中里字宝森1-2  |
| 総合文化センターパルナス | 中泊町大字中里字紅葉坂210 |
| 大沢内集会所       | 中泊町大字大沢内字海原217 |
| 内潟公民館        | 中泊町大字薄市字飛石21-2 |

## オ. 住民に対する周知

町長は、上記で定められた浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設の名称、所在地、洪水予報等の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

## 8. 高潮防災対策の推進

町は、高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

## 9. 水防訓練

町は毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

## 第18節 風害予防対策 [各課共通]

風害を防止し、または被害の拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備に係る災害予防対策の強化を図るものとする。

### 1. 住民への情報伝達体制の整備

- (1) 町は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政無線等の整備を図る。
- (2) 町は、停電または通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接または報道機関を通じて

適切に住民に提供できる体制の強化に努める。

## 2. 防災知識の普及

町等防災関係機関は、第3章第6節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること
- (2) 農作物等の防風対策に関すること
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること
- (4) 竜巻注意情報に関すること

## 3. 道路交通の安全確保

道路管理者及び五所川原警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

## 4. 建造物等災害予防

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性を確保する。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し基準の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

### **第19節 土砂災害予防対策〔環境整備課・総務課〕**

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

#### 1. 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての啓発を図る。

#### 2. 土砂災害警戒情報の伝達及び避難勧告等の発令基準

県と青森地方气象台は、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として土砂災害警戒情報を共同で発表する。また、県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。

町は、土砂災害警戒情報の発表を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、地域住民等への周知に努める。

町長は、大雨特別警報や大雨警報、土砂災害警戒情報が発表された場合または台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合においては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを念頭におきながら、県が提供する補足情報を参考とし、溪流・斜面の状況、気象状況及び次の基準等を含めて総合的に判断した上で、余裕のある避難行動に配慮して速やかに避難勧告等を発令する。

| 種別     | 基準                              |
|--------|---------------------------------|
| 避難準備情報 | 2時間以内に大雨警報の基準を超過することが予測される時     |
| 避難勧告   | 2時間以内に土砂災害警戒情報の基準を超過することが予測される時 |
| 避難指示   | 実況で土砂災害警戒情報の基準を超過している時          |

### 3. 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国は河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流または河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、町は、当該情報に基づいて適切に避難勧告等の判断を行う。

### 4. 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

### 5. 住民への情報伝達体制等の整備

災害に関係する気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難の勧告及び指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

### 6. 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう地域県民局地域農林水産部、地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、または停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設または工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削または盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下または地引による搬出
- (6) 土石の採取または集積、樹根の採掘

(7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

## 7. 避難体制の整備

危険箇所周辺の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第10節「避難対策」に準ずるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の住民の日常観察、覚知した場合の町への通報、町から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

### (1) 土石流（山津波）危険溪流

- ア. 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
- イ. 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき
- ウ. 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めるとき（上流で崩壊した土砂により流れが止められている可能性がある）
- エ. 降雨量が減少しているにもかかわらず溪流の水位が低下しないとき
- オ. 溪流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき

### (2) 地すべり危険箇所

- ア. 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
- イ. 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき

### (3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所

- ア. 斜面から急に水が湧き出したとき
- イ. 小石がパラパラ落ち始めたとき

### (4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地

- ア. 立木の倒れる音がするとき
- イ. 山腹に亀裂が生じたとき
- ウ. 山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき
- エ. 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき

## 8. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用制限等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記（1）、（2）、（3）の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導徹底
- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

## 9. 土砂災害防止法による施策

土砂災害警戒区域における対策

- (1) 町は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けた時は、警戒区域ごとに予報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項等について住民に周知するように努める。
- (2) 土砂災害警戒区域内に主として災害時要援護者要配慮者が利用する施設はがある場合は次のとおりであるには、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

| 施設の名称       | 所在地                 |
|-------------|---------------------|
| グループホームきりん館 | 中泊町大字薄市字飛石田野沢 187-1 |
| 薄市小学校       | 中泊町大字薄市字飛石田野沢 187-8 |
| 小泊中学校       | 中泊町大字小泊字鮫貝 196-188  |

ア. 気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難の勧告及び指示等の伝達方法

- (ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。
- (イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。
- (ウ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。
- (エ) 広報車により伝達する。
- (オ) 情報連絡員等による戸別訪問、マイク等により伝達する。
- (カ) 電話により伝達する。

イ. 避難所

土砂災害警戒区域において土砂災害が発生するおそれがある場合は、当該区域における住民及び主として要配慮者が利用する施設の利用者を次の場所に避難させる。

| 施設の名称     | 所在地            |
|-----------|----------------|
| 下高根公民館    | 中泊町大字高根字小金石916 |
| 日本海漁火センター | 中泊町大字小泊字小泊488  |

- (3) 町長は、本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

10. 土砂災害警戒区域等一覧

土砂災害警戒区域は、資料編 2-10 「土砂災害警戒区域等」のとおりである。

避難場所は、資料編 4-6 「避難施設一覧」のとおりである。

**第20節 火災予防対策 [総務課・教育委員会・消防本部・消防団]**

火災の発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

1. 建築物の防火対策の推進

### (1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、町は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

### (2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

### (3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

### (4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては改善の指導・勧告を行い、悪質なものには改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に町火災予防条例等の周知徹底を図る。

## 2. 防火思想の普及

### (1) 一般家庭に対する指導

ア. 消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ. 消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

### (2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

### (3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア. 火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、婦人（女性）防火クラブを育成指導する。

イ. 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ. 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

## 3. 消防体制の充実・強化

### (1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防

体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

## (2) 消防力の整備、充実

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備・充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、避難場所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用等、消防水利の多様化を図る。また、地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保に努めるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流活動及び文化教養研修活動を実施するなど、その活動の活性化を図る。

## 4. 異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起する

### (1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

### (2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底する。

ア. 山林、原野等において火入れをしないこと

イ. 煙火をしないこと

ウ. 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと

エ. 屋外においては、引火性または爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

オ. 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰または火粉を始末すること

カ. 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

## 5. 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者または管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

## 第21節 空き家対策【総務課】

風水害等による倒壊等の事故、または犯罪、火災等を未然に防止し、町民が安全で安心した暮らしを実現するため、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。

### 1. 実施責任者

(1) 地域内に所在する空き家（建物その他の工作物）は、所有者等が応急措置を行う。

(2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、所有者等に当該措置を要請する。

### 2. 実施内容

(1) 町民は、空き家等が危険な状態であると認めるときは、町長に対し情報を提供する。

(2) 町長は、必要に応じて空き家等の有無を調査し、危険な状態にあると思われるときは、当該空き家の所有者等の所在、危険状態の程度等を調査する。

(3) 町長は、空き家等が現に危険な状態にあり、かつ当該危険な状態が相当程度であると認め

るときは、所有者等に対し、必要な措置について、助言・指導・勧告する。

- (4) 町長は勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令し、それでも従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、代執行を行う。